

鹿児島県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「鹿児島県福祉サービス第三者評価事業実施要綱」第9条に基づき、評価調査者養成研修等の内容及び実施方法等を定めることにより、評価調査者の養成とその資質向上を図ることを目的とする。

(研修の種類)

第2条 第三者評価事業に関する研修は、評価調査者養成研修(以下「養成研修」という。)及び評価調査者継続研修(以下「継続研修」という。)の2種類とする。

(養成研修)

第3条 県は、評価調査者の養成のために、「鹿児島県福祉サービス第三者評価機関認証要綱」第2条第2号に該当する者を対象に、評価の実施に必要な知識や手法等を習得させる養成研修を行う。

2 養成研修の標準となるカリキュラムは別添1のとおりとする。

3 受講者は、1回の研修で定められたカリキュラムの全てを履修しなければならない。ただし、災害等、真にやむを得ない事由により研修の一部を受講できなかった受講者については、翌年度、未履修のカリキュラムを受講することで研修の修了を認定する。

(継続研修)

第4条 県は、養成研修終了者のうち評価業務に携わる者に対して、業務を継続的に実施するために必要となる知識等の付与及び資質の向上を図るために、継続研修を行う。

2 養成研修修了者が、県の行う継続研修を受講しなかった場合には、原則として評価調査者の資格を失う。

3 継続研修の標準となるカリキュラムは別添2のとおりとし、年1回開催することとする。なお、必要に応じて臨時に開催することができる。

(研修の実施)

第5条 研修は、原則として、社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修を修了した者を講師として実施する。

2 研修実施に係る費用負担は、受講者に求めることができるものとする。

(県が認める団体への委託)

第6条 県は、本要領に定める研修の実施を、県が適当と認める団体に委託して実施することができる。

2 県の委託を受けた団体は、研修の実施に当たっては、広く周知を図る手段を講じるものとする。

3 県の委託を受けた団体は、研修の修了を認定したときは、受講者に修了証を交付するとともに、速やかにその結果を県に報告するものとする。

(その他)

第7条 この要領の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成18年3月28日から施行する。